

条例の改正

母子家庭等医療費

	現 行	改正後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭 養育者家庭 一人暮らし寡婦 ※74歳まで対象	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭 父子家庭 養育者家庭 (一人暮らし寡婦は廃止。平成22年度途中まで経過措置あり) ※75歳以上も対象
所得制限	・児童扶養手当準拠	・変更なし
自己負担	・初診料、往診料の自己負担分	・通院 800円/月 1医療機関 ・入院 500円/日 (月上限7日)

父子家庭も医療費支給対象に

(賛成9・反対3で可決)

県の医療費支給制度改正に伴い、「母子家庭等医療費の支給に関する条例」が、「ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」に改正されました。これにより、平成20年10月1日から、対象者に「父子家庭」が追加、「一人暮らし寡婦」が廃止され、初診料・往診料の自己負担額も変更されます。

反対討論

大きな福祉の後退です。鞍手町の寡婦助成対象者は71名、370万円です。予算削減により医療の抑制が掛かり、命を落としかねない、生存権を奪うものです。今、税金の値上げ、相次ぐ物価の値上げで、女性が1人で生活するのは大変です。弱者を守る、福祉を後退させない立場から、この改正に反対します。(松本 典子)

えて、今まで無料だった65歳以上の障害者も自己負担をすることになります。

重度心身障害者医療費

	現 行	改正後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者(身障手帳1、2級) 知的障害者(IQ35以下) 重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 重複障害者 精神障害者(精神保健福祉手帳1級) ※精神病床への入院を除く
所得制限	・なし	・特別障害者手当準拠
自己負担	・65歳未満 初診料、往診料の自己負担分 ・65歳以上 無 料	・通院 500円/月 1医療機関 ・入院 一般 500円/日 低所得 500円/日 (月上限20日)

医療費支給対象を精神障害者まで拡大

(賛成9・反対3で可決)

県の医療費支給制度改正に伴い、「重度心身障害者医療費の支給に関する条例」が、「重度障害者医療費の支給に関する条例」に改正されました。これにより、平成20年10月1日から、対象者に「精神障害者」が追加、認定時には「所得制限」を適用、また65歳未満障害者の自己負担額の変更に加え、

反対討論

この改正で、65歳以上の障害者は医療費の自己負担をしなければなりません。わずかな収入で生活している障害者にとって負担が発生することは、生活を大変圧迫するものであり、この改正には反対します。(香原 暉)

消防団員の退職報奨金の見直し

(全員賛成で可決)

5年未満の期間を定め任用する機能団員等短期任用団員は、5年以上の勤務を要件とする退職報奨金の支給になじまないため、退職報奨金の掛金および支給の対象外としました。

男女共同参画審議会と小学校統合についての検討委員会を設置

(全員賛成で可決)

男女共同参画社会の形成を目指し、条例案や基本計画案を検討する「男女共同参画審議会」と、室木小学校と西川小学校の統合について調査・検討をする「室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会」を設置しました。

剣第2と西川第2 保育所を民間委託

(全員賛成で可決)

保育所の民間移管を検討していた「町立保育所民営化に係る移管先法人選考委員会」から5月16日答申が出され、移管先法人が決まったので、剣第2保育所と西川第2保育所を町立保育所から除くことになりました。

その他の 議案

保育所に関する 財産の処分

(全員賛成で可決)

剣第2保育所と西川第2保育所の民間移管に伴い、建物などを無償で譲渡、用地を無償で貸付けることになりました。

請負契約

流域関連公共下水道 道事業

西川処理分区管渠築造
工事(第1工区)
(全員賛成で同意)

【契約の相手方】

大山・福山共同企業体
代表者

大山土木 株式会社
代表取締役
大山 忠雄

【貸付けする用地】

剣第2保育所

5235.79㎡

西川第2保育所

3849.00㎡

【貸付け期間】

平成21年4月1日から

平成31年3月31日まで

【契約の相手方】

社会福祉法人

明星福祉会

理事長 廣松 平之

【契約金額】

7335万3千円

【工期】

180日間

平成20年7月1日から

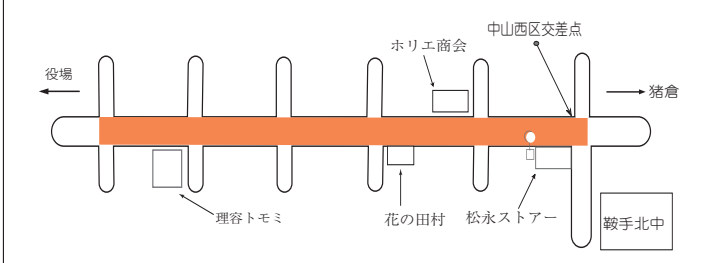
平成20年12月27日まで

給水人口と1日の 最大給水量を変更

(全員賛成で可決)

水源の水質悪化や臭気除去対策として、前ろ過装置を設置することになりました。変更認可申請をおこなうため、給水人口を「20000人」から「17800人」に、1日最大給水量を「10000㎡」から「8800㎡」に改めました。

西川処理分区第1工区



陳情

前回継続審査としていた2件のうち、1件は取り下げられました。残りの1件については趣旨採択としました。

幸ノ浦ため池災害防止 工事に関する陳情

(賛成10・反対2で採択)

【要旨】

幸ノ浦地区は、赤水鉾害のため農業用水に使用できる水がなく、それに代わるかんがい用水として長年幸ノ浦ため池が使用されてきた経緯があります。ただ、過去に大雨のため堤防が決壊し、下流住民の住家に土砂が流れ込むという災害に見舞われたことがあります。

このため鉾害事業団(当時)が災害防止工事を行いました。完全ではなかったためその危険性は残ったままです。福岡県の鉾害課に相談したところ、農林事務所管轄の災害防止事業に該

当するのではということでありました。

下流周辺の災害を防止し、住民の不安を1日でも早く払拭するために、幸ノ浦ため池災害防止工事の早期着工を陳情します。

【陳情者】

八尋区長 小野 隆俊

趣旨採択の理由

災害防止工事をし、住民の不安を払拭するという目的は理解できるが、調査の結果、当該地は町管理のため池ではないことや民有地であることなど、県の補助基準も満たしておらず、着工についても不確定なため。